

第 53 回政策研究大学院大学経営協議会議事要旨

- 日 時 : 平成 27 年 4 月 22 日 (水) 15:30~16:30
- 場 所 : 政策研究大学院大学 会議室 3C
- 出席者 :
 - 〔学外委員〕
石田委員、老川委員、小野委員、加藤委員、工藤委員、嶋津委員、林委員、早房委員
 - 〔学内委員〕
白石学長、大山理事、上山副学長、園部副学長、増山副学長、横道副学長、北岡学長特別補佐、今野学長特別補佐
 - 〔説明者〕
塩原大学運営局長
- 欠席者 :
 - 〔学外委員〕 奥委員、中邨委員

I. 審議事項

1. 学長選考会議委員の選考について

白石学長から、学長選考会議について、前期学長選考会議委員の任期は、今年 3 月末日で満了したため、本日、経営協議会学外委員の中から学長選考会議委員 5 名を選出したい旨説明があった。

続けて、資料に基づき、塩原大学運営局長から、学長選考会議委員の構成及び任期について説明があった。

次に、白石学長が、学長選考会議委員の選出方法について委員に意見を求めたところ、特に意見がなかったため、前回と同様に投票による選出を行うこととなった。

投票の結果、石田委員、小野委員、嶋津委員、林委員及び早房委員(五十音順)が学長選考会議委員として選出された。

2. 修士「公共政策プログラム」の各コースに関する取扱いについて

資料に基づき、増山研究科長から、修士「公共政策プログラム」の各コースに関する取扱いについて、平成 28 年度から、地域政策、医療政策、農業政策、教育政策、防災・危機管理、インフラ政策の各コースを公共政策プログラム内に開設すること、文化政策プログラムは平成 29 年度以降にコース制へ移行することを前提に、開講科目等について引き続き検討を進めていくこと、及びまちづくりプログラムと科学技術イノベーション政策プログラムは引き続きプログラムとして存続していく旨説明があり、これを了承した。

3. その他

小野委員から、平成 26 年 12 月 17 日の経営協議会で報告のあった研究教育基盤の整備に関する検討委員会について、今年度はどのような形で検討を進めていくのか、との質問があった。これについて横道副学長から、学内に新たな検討会を立ち上げ、本件について更に調査・検討を進めていく予定であるとの回答があった。

II. 報告事項

1. 文部科学省運営費交付金在り方検討会の検討状況(中間まとめ)について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、第 3 期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会の中間まとめについて、「機能強化の方向性に応じ

た重点配分の枠組み」及び「『学長の裁量による経費（仮称）』の区分」の概要等の報告があった。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。（○：学外委員、△：本学）

○：「機能強化促進係数（仮称）」により一定の財源を確保しているが、これはどの段階で供出させられ、どのように配分されるものなのか。各国立大学は、運営費交付金をベースとして事業を計画し予算要求するのだから、このように係数をかけて交付金を取られてしまうと、事業遂行に支障をきたすのではないか。

△：全体の基本的な枠組みについては6月末までに決定されるが、係数が具体的に何%になるかは、9月以降予算編成の過程の中で決まるとのことであり、その前の段階で文部科学省がどこまで方針を明らかにするかは分からない。大学側としては、係数により一度供出させられた予算が総額としてどこまで大学に戻されるのかに関心があり、文部科学省は「重点支援③」以外であれば総額は維持できるようにと頑張っているが、実際にそうなるかは我々も気を揉んでいるところ。

○：GRIPSは3つのうちどの枠組みに入る見込みなのか。

△：これまで2度にわたって文部科学省側との意見交換を行い、本学はどの枠組みにも当てはまらなると伝えている。最終的にはどこかに入らなければいけないかもしれないが、未だ決めてはいない。3分類は基本的に総合大学を念頭に置いているものなので、本学には馴染まないと考えている。

○：運営費交付金のあり方の検討の行方を見据えつつ、本学にとって適切な対応をしていただきたい。

△：運営費交付金以外の方法で資金を確保することを考えていかなければいけない。

○：財源の多元化について、どのように考えているか。

△：研修事業の拡大を考えている。

2. 平成27年度科学研究費補助金の採択状況について

資料に基づき、塩原大学運営局長から、平成27年度科学研究費補助金の採択状況について、本学から申請された36件の研究課題うち15件について、先般、採択の通知があり、採択率は41.7%となっている旨報告があった。

3. その他

塩原大学運営局長から、平成27年度理事の分掌及び学長の職務代理について定めること、前回の経営協議会において質問のあった、学校教育法改正によって新たに法的に位置づけされた総括副学長と理事との関係について、本学の運営体制は、副学長等の常勤の執行部が学長を補佐する一方、理事の職については、官界や学会等で活躍されてきた方々に非常勤として就任していただき、大所高所からの意見をいただくよう運用してきたこと等について説明があった。

以上。